

令和7年2月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和7年2月28日(火) 午前9時30分から午前10時20分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名

農業委員7名

会長	1番	山元啓嗣	会長代理	2番	加藤正博
	3番	入木真一		4番	郡山信敏
	5番	佐藤哲夫		6番	邊木園浩子
	7番	下村健一			

農地利用最適化推進委員7名

11番	石山浩文	12番	大迫恒作	13番	坂元朋子
14番	酒匂清治	15番	鳥集公測	16番	西村真一
17番	真方実喜男	18番	山下孝行		

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員	6番	邊木園委員	7番	下村委員
会議書記	次長	田原修司		

- 第2 議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
- 議案第55号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。
- 議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中別府 和也 次長 田原修司

6. 会議の概要

(田原次長) 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、委員の皆様お揃いですのでこれから始めさせていただきたいと思います。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第54号から議案第57号の議案20件です。ご審議方よろしくお願ひいたします。ここで今月の議案に訂正がございましたので13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの

写真の方の①と②、これを反対にさせていただきたいと思います。手違いがございました。大きい方が②番小さい方が①番ということで訂正をお願いします。よろしくをお願いします。令和7年3月の定例総会は28日(金)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は、21日(金)にお願いする予定です。3月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。どうぞよろしくお願いします。なお、本日の総会終了後、非農地の判断について、高原町農地移動適正化あっせん基準の改正について説明を行いますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは、山元会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。

高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、令和7年2月の農業委員会定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず、日程第1 本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名いたします。ご異議ありませんか。

(はいの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、3番 入木委員 と 4番 郡山委員 を指名いたします。なお、本日の書記は事務局の田原次長にお願いいたします。次に、日程第2 議案審議に入ります。

(議長) 議案第54号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は6件でございます。第1項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 による親族間の贈与で、田1筆 1, 834㎡ です。調査委員は邊木園委員です。第2項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 による親族間の贈与で、畑1筆 894㎡ です。調査委員は邊木園委員です。第3項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 高原町 による公共事業に伴う農地交換になります。畑1筆 34㎡ です。調査委員は坂元委員です。第4項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 による親族間の贈与で、田6筆 15, 162㎡ 畑3筆 11, 396㎡ 合計9筆 26, 558㎡ です。調査委員は真方委員です。第5項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 による知人間の贈与で、畑2筆 2, 262㎡ です。調査委員は山下委員です。第6項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 による知人間の贈与で、畑1筆 1, 026㎡ です。調査委員は山下

委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。まず第1項及と第2項につきましては、事務局の榎田主査が調査をしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(事務局 榎田主査) 議長 (榎田主査)

第54号第1項、第2項について現地調査をいたしました。まず第1項から報告いたします。2月19日水曜日、現地調査を実施いたしました。譲渡人、譲受人に2月26日9時頃電話にて確認を行いました。譲渡人と譲受人は姉弟であるとのことでした。申請理由は議案書の9ページの航空写真をご覧ください。場所は西麓 木場谷の1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台等を所有されておりました。農作業は家族2名、本人と夫で経営され従事日数も満たされています。3条の使用貸借で契約を結んで耕作していた所になりますので、今後も引き続き耕作するとのこと、問題ないと判断いたします。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。続きまして第2項の報告をいたします。2月19日水曜日、現地調査を実施しました。2月26日9時頃、譲渡人と譲受人に電話で双方に確認を行いました。申請地は議案書の10ページの航空写真をご覧ください。第1項と隣接地になります。場所は西麓、木場谷の1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台等を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) 続きまして第3項は、坂元委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(坂元委員) 13番坂元が報告いたします。議案4ページの第54号第3項について2月24日月曜日、現地調査をいたしました。2月27日10時から譲受人に電話をして確認をいたしました。申請地は議案書の11ページの航空写真をご覧ください。場所は大字西麓字広原の農地1筆です。こちらは公共事業がありましての交換ということで、代替え地として譲受けをされるものです。譲受人は農業用機械としてトラクター、耕運機等を所有されておりました。農作業はご夫婦2名で経営されていて従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っておられ、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたします。以上です。

(議長) 第4項につきましては、真方委員から調査内容の報告をお願いいたします。

(真方委員) 第54号第4項について真方が報告いたします。2月24日月曜日、現地調査

を実施いたしました。1時から2時の間に行いました。自宅を訪問したのですが居られなかったものですから、18時に電話をして本人確認を行いました。申請地は12ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田の農地9筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、畜産をやっておられるものですから、その他各種機械を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) 続きまして第5項及び第6項は、山下委員に調査内容の報告をお願いします。

(山下委員) 18番山下が報告いたします。第54号第5項について報告をいたします。

2月26日水曜日、現地調査を実施しました。現在イタリアンが作付けされている状況でございました。当日の11時から譲渡人、譲受人宅をそれぞれ訪問して双方の確認を行ったところです。申請地は議案13ページの航空写真のとおりです。場所は広原の農地2筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター5台を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。続きまして第54号第6項について報告をいたします。2月26日水曜日、現地調査をいたしました。現在ロータリー耕がされ雑草のない状況でございました。譲渡人、譲受人宅を訪問して双方の確認を行ったところです。申請地は14ページの航空写真のとおりです。場所は広原の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター3台、コンバイン1台を所有されておりました。農作業は3名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を計っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。追加ですが第5項と第6項は交換という形で農地の集約を計るもので、面積には差がありますが、1個の農地の形状、1筆が小面積であるなどお互いこれを承諾したものです。以上報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 入木委員

(入木委員) 2項の現況、畑と書いてあるんですけど田んぼではないですか。

(事務局長) 議長 (はい、事務局長)

入木委員のおっしゃる通り1枚になっております。現況的にはですね。3筆に分かれているんですけど1枚で田んぼを作っていると、現況は田ということになります。申し訳ございません。第2項の現況は田ということで訂正をお願いします。すみません。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第54号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第54号については、申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は16ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の所有権移転申請件数は2件でございます。第1項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、畑1筆 3,444㎡で、売買価格は総額 516,600円です。申請地は17ページになります。鳥集委員、真方委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、田3筆 3,916㎡で、売買価格は総額 58万円です。申請地は18ページになります。鳥集委員、真方委員のあっせんを受けております。当該案件につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第55号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(議長) 全員賛成ですので、議案第55号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 議案第56号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の20ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の利用権設定申請件数は5件でございます。第1項、借受人 ■■■■■氏 ・ 貸渡人 ■■■■■氏 による賃貸借で、田1筆 949㎡、賃借料は年総額 玄米30kg1袋、賃貸借期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間の再設定です。第2項、借受人 ■■■■■氏 ・ 貸渡人 ■■■■■氏 による賃貸借で、田

3筆 3, 222㎡、賃借料は年総額 28,000円、賃貸借期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間の再設定です。第3項、借受人 [] 氏・貸渡人 [] 氏による賃貸借で、田6筆 2, 196㎡、賃借料は年総額 玄米30kg2袋、賃貸借期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間の再設定です。第4項、借受人 [] 氏・貸渡人 [] 氏による賃貸借で、田4筆 14, 107㎡ 畑7筆 8, 562㎡ 計11筆 22, 669㎡、賃借料は議案、次の第5項と併せて年総額 玄米30kg15袋、賃貸借期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間の新規設定です。第5項、借受人 [] 氏・貸渡人 [] 氏他1名による賃貸借で、田1筆 2, 655㎡、賃借料は先ほどの第4項と併せて年総額 玄米30kg15袋、賃貸借期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間の新規設定です。当該案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件 農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご質問ございませんか。

(大迫委員) いいですか。(はい、大迫委員)

12番大迫です。1項について質問ですけど [] さんてご存命ですかね。この前、看板出てなかったですかね。

(議長) 暫時休憩いたします。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。ご存命ということでした。他にございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第56号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第56号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 次に議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」議題とします。事務局長、説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

この案件は中間管理事業制度による利用権設定でございます。議案書は28ページからと32ページからを一緒にご覧ください。なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人 [] 氏・借受人 [] 氏の申請案件で、畑1筆

1, 460㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額 7, 300円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間の新規設定です。第2項、貸渡人 相続人代表 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 の申請案件で、畑1筆 1, 955㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額 9, 775円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人、子ども2人となります。配偶者が1/2、子ども1人の同意をいただいております1/4、合計3/4の同意ということになります。第3項、貸渡人 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 の申請案件で、畑2筆 3, 960㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額 30, 000円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間の新規設定です。第4項、貸渡人 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 申請案件で、田1筆 4, 340㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額 43, 400円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間の新規設定です。第5項、貸渡人 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 の申請案件で、田1筆 1, 476㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額 36, 900円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間の新規設定です。なお、相続人は子ども3人となります。子どもさん2人の同意をいただいております合計2/3の同意ということになります。第6項、貸渡人 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 の申請案件で、田1筆 4, 042㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額15, 000円、賃貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第7項、貸渡人 相続人代表 ■■■氏 ・ 借受人 ■■■氏 の申請案件で、畑4筆 11, 163㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額55, 815円、賃貸借期間は令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人、子ども3人となります。配偶者が1/2、子ども1人の同意をいただいております1/6、合計4/6で2/3の同意ということになります。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 真方委員。

(真方委員) 17番真方です。5項について質問なんですけど、反あたり25,000円ということで賃借料にしては高いんですけど。何か理由があったら教えていただきたい。

(議長) 暫時休憩をいたします。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。事務局長。

(事務局長) はい、お答えいたします。WCSの補助金関係等の兼ね合いもございまして、この金額になっています。この■■■さんは■■■さんの他の土地も賃貸借している分もございまして。同じような金額ということで今回この金額になっている状況で

す。以上でございます。

(議長) よろしいですか。他にございませんか。

(議長) ないようですので、これをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第57号は、申請どおり許可することに決定をいたしました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、2月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(田原次長) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。